

令和7年度～9年度

朝日町教育大綱

朝 日 町

目 次

第1章 教育大綱について

1. 教育大綱策定の趣旨	1
2. 教育大綱の期間	1
3. 基本理念	1
4. 基本方針	2

第2章 基本施策

I 学校教育

1. 就学前教育・保育	3
2. 小中学校教育	3

II 社会教育

1. 青少年の健全育成	6
2. 生涯学習の充実	6
3. スポーツの振興	7
4. 歴史・文化の継承と活用	7

III 人権の尊重

1. 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	8
-----------------------	---

第1章 教育大綱について

1. 教育大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、長と教育委員会とで構成する総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを大綱として定めることとなりました。

この度、本町では教育大綱として位置付けていた「朝日町教育基本方針」等が計画期間を満了するため、本町の最上位計画である「第6次朝日町総合計画」の基本構想及び前期基本計画と整合性を図り、今般の社会情勢等の変化を踏まえた今後3年間の教育に関する総合的な施策、方針として「朝日町教育大綱」を策定します。

2. 教育大綱の期間

この大綱は、令和7年度から令和9年度までの3年間を実施期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、状況に応じて柔軟に見直していくこととします。

年 度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第6次朝日町総合計画	基本構想（※令和3年度～令和12年度）								
	前期基本計画（※令和3年度～令和7年度）				後期基本計画（令和8年度～令和12年度）				
連動・整合性を図る									
朝日町教育大綱	朝日町教育基本方針			朝日町教育大綱			次期 朝日町教育大綱		

3. 基本理念

「自ら未来を切り拓く人間力の育成と歴史・文化の香るまちづくり」

町民の皆さんと目指す姿

朝日町の宝であるあさひの子どもたちを、大切に育てるという責務を私たちが果たしているとともに、子どもたちには確かな学びの場が提供され、あさひで学んだ子どもたちは、相手の立場や気持ちに寄り添い、人のために自然と行動することができます。そして、自分で考え自分で決定し行動できるなど、人間力の備わった人として成長しています。

また、すべての町民が生涯学習やスポーツに親しみ、日常生活に生きがいと充実感を得るとともに、先人が築いてきた貴重な歴史と文化を継承しています。

このように、あらゆる世代の町民が学校教育や生涯教育などを通して、「みんなで創るあかるい社会 ささえ合い ひとみ輝く朝日町」の一員として活躍しています。

4. 基本方針

I 未来を切り開くあさひの子どもたちの育成

子どもたちが、変化が厳しく予測困難な社会のなかでも未来を切り開き、生きる力を身につけるためには、就学前から中学校卒業までの途切れのない教育が重要です。

幼児教育では、あさひ園において、子どもたちが豊かな心情を持ち、自ら考え行動しようとする力を育てるために、子どもたち一人一人の活動を理解し、遊びを通したプログラムを運営するとともに、集団生活を通して道徳性の芽生えを培う指導をしていきます。

学校教育では、基礎・基本を重視した確かな学力や、協調性、忍耐力、創造性など生涯の子どもの学びを支える力である非認知能力の育成をはじめ、他人を思いやる心や命を大切にする豊かな心の育成、運動に親しみ自らの健康を管理できる健やかな体の育成の取組をさらに充実させます。特にICTの活用、特別支援教育、生きる力を育む教育や本町の教育資源を生かした特色のある教育を推進します。

また、いじめ、不登校、家庭環境等様々な課題への対応、防災教育の推進など子どもが安心して学ぶことができる学校づくりを推進します。

さらに学校、家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりに引き続き取り組みます。

II 誰もが生涯にわたり学び、活動しつづける環境づくり

時代の潮流の中で、人生100年時代を豊かに生き、地域への貢献や個人としての生きがいのある人生を送るためには、幅広い学習活動や絶えず新たな知識と技術を習得して、豊かな感性を培っていくことが必要です。また、個人の価値観や行動様態の多様化の進展により、町民の学習ニーズも個性化、高度化、多様化しています。

そのため町では、町民一人一人が生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも学習活用ができるように、ライフスタイルに応じた生涯学習、スポーツ、社会活動などの環境整備や魅力あるプログラムの提供に努めます。

また、先人が築いてきた郷土の貴重な歴史遺産や文化を継承するとともに町民が文化や郷土を愛し、誇りを持てる歴史文化のまちづくりを目指します。

III 人権が尊重されるまちづくり

町民一人一人がお互いの人権を尊重し、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的志向・性自認などに関わらず、すべての町民が多様性を認めながら、個性や能力を十分に発揮し、活躍できるまちづくりを目指します。

そのために、家庭、地域、職場等、あらゆる場を通して人権に関する学習機会を提供し、地域ぐるみの人権教育を推進します。

第2章 基本施策

I 学校教育

1. 就学前教育・保育

(1) 保育サービス等の充実

- ・あさひ園において、子どもたち一人一人が育っていく過程を大切に、小学校、中学校とも連携を図り、途切れなく子どもたちの健やかな成長を支援します。
- ・共働き家庭の増加など多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、延長保育、障がい児保育等の保育サービスの充実を図ります。
- ・保育士の働き方改革や保護者の利便性の向上のために ICT を活用し、より園児に関わる時間を創出するとともに業務改善を図ります。

(2) 幼児教育の充実

- ・子ども一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。特に遊びを通したプログラムを運営するとともに、集団生活を通して道徳性の芽生えを培う指導を行います。

(3) 子どもの発達支援の推進

- ・障がいや発達に遅れのある子どもが地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見に努め、途切れのない支援を行います。

(4) 地域ぐるみの子育て環境整備の推進

- ・家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、子育て相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進します。

2. 小中学校教育

(1) 確かな学力の育成

- ・児童生徒一人一人の能力等に応じた、「指導の個別化」「学習の個性化」による「個別最適な学び」を推進します。
- ・ICT 機器の活用、教科に応じた教材や学習内容の充実などにより、子どもたちが学ぶ楽しさ、わかる喜びを実感できるよう、理解しやすい授業展開に努めることで、子どもたちの「確かな学力」の向上を図ります。
- ・グローバル化や情報化社会の進展に対応できる社会的・職業的な基盤となる資質を育むた

め、外国語教育、ICTを活用したプログラミング教育を推進するとともに、情報の収集、整理・分析などに関わる力や情報モラル等、情報活用能力の育成を図ります。

・グローバル人材の育成のためには、語学力、コミュニケーション力、主体性、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティーが求められていることから、国際的な関心を題材にした授業の取組を推進します。

（２）豊かな心の育成

・子どもたち一人一人が自信をもって成長するために、自己肯定感を高める教育や、協調性や忍耐力などの非認知能力を高める取組の充実を図ります。

・子ども相互のかかわりを深め、協働的な学びを推進することで、融和性の強いなかまづくりを行います。

・子どもたちの豊かな感性や情操を育むために、読書活動や博物館などの施設等における体験的な学習機会の充実を図るとともに、音楽や図工・美術等を通じて表現・発表する機会の拡充など、情操教育の充実に取り組みます。

・規範意識、自然への感動・感謝、社会貢献、自立心、命を大切にする心、他者への思いやりなど、生きる力の核となる豊かな人間性を育むため、道徳教育の充実を図ります。

・生まれ育った郷土を愛しむとともに、次代の郷土の担い手や継承者を育むため、郷土固有の歴史や有形・無形の多様な文化財を活用した郷土教育を推進します。

（３）人権を尊重し、自ら行動できる力の育成

・人権問題について正しく知り、偏見を打破し自ら行動できる力の育成を図ります。

・被差別の立場にある人々の「思い」を正しく受け止め、差別を許さない態度の育成を図ります。

（４）健やかな体の育成と食育・健康教育の充実

・魅力ある体育授業などにより、子どもたちに運動の楽しさや喜びを感じさせることを通して、子どもたちの体力向上を目指します。

・子どもたちの食習慣の改善による健康増進を図るため、栄養バランスや食育に配慮した学校給食の充実を図ります。併せて、家庭とも連携し、正しい生活習慣を指導することにより、健全な食生活と生活習慣を身につけた子どもの育成に努めます。

（５）特別支援教育の充実

・多様な子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズを把握し、生活や学習に関する適切な指導・支援を行うとともに、特別支援教育支援員・介助員を配置するなど、特別支援教育の充実を図ります。

(6) いじめ・暴力・不登校のない学校づくり

・いじめ・暴力行為・不登校の課題に対し、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した取組の推進や、心の教室相談員の配置による教育相談体制の充実に努めます。

(7) 子どもたちの安全・安心の確保

・子どもたちを犯罪被害や通学時における交通事故から守り、さらに児童虐待の早期発見・早期対応のために、学校・地域・関係機関が連携を強化し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

(8) 学校防災の取組

・様々な危険から自身や周りの人の安全を確保することができるよう、成長段階に応じた自然災害等に関する知識や適切な行動を学習する機会を設けることで、防災対応能力を高めるとともに、地域防災活動への理解と参加など、地域防災を担う一員としての防災教育を推進します。

(9) 地域とともにある学校づくり

・子どもたちを取り巻く多様化する課題の解決や子どもたちの豊かな成長を支援するためには、地域とともにある学校づくりが必要となっています。そのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を中心に、学校と家庭及び地域の連携・協働、社会総がかりでの教育、地域と学校の教育目標の共有などを図ります。

(10) 教職員の資質向上

・教職員の授業力や複雑・多様化する教育課題に対応できる専門性・指導力等の更なる向上を図るため、適宜、指導主事による学校訪問を行うとともに、定期的に教職員研修会を開催します。

Ⅱ 社会教育

1. 青少年の健全育成

(1) 青少年活動の促進

・青少年の健全育成に向けた環境整備や情報発信を行うとともに、様々なイベントの企画に努めます。

・青少年の健全育成に向けた、子ども会、スポーツ少年団、朝日町青少年育成町民会議など各種団体の活動支援を通して、青少年の多様な学習及び体験活動を推進します。また、学校や地域の関係機関が連携して情報提供や地域での交流や体験の機会の提供に努めます。

(2) 青少年育成環境の充実

・子どもの成長の基盤となるのは家庭であることから、子育てに関する資料の配布や子育て相談、情報交換や相互扶助の子育て支援ネットワークづくりなど、家庭教育に対する支援を推進します。

・青少年の健全育成と非行防止に向けて、朝日町少年補導員会を中心に関係機関・団体や町民が連携・協力して、非行防止に関する啓発、防犯パトロールや街頭指導などの非行防止活動を推進します。

2. 生涯学習の充実

(1) 生涯学習の推進

・町民が生涯学習への関心が持てるよう各種団体、グループを育成するとともに、生涯学習に関する情報の発信や提供、生涯学習の相談、きっかけづくりの場の提供など、生涯学習活動の普及や啓発を推進します。

・町民一人一人が生涯にわたって「いつでも、どこでも、誰でも学習できる」ことを基本に置き、自己の充実や生活向上のために、それぞれの興味や関心、ライフスタイルに応じたプログラムに参加できるよう、多様化するニーズに対応した特色のある講座や教室の開催及び町民が主体となった自発的な学習活動の支援に努めます。

(2) 図書館の充実

・読書は子どもの成長にとって大変重要であるため、読書活動を通じて子どもの成長をサポートできるよう、子どもの成長に応じた読書環境の整備に努めます。

・地域の情報拠点として町民の学びを支えるため、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層のニーズに応じた蔵書整備に努めます。また、町民の生活に根ざした情報の提供、図書館イベントの開催、他館や専門機関との連携など、誰もが利用しやすい図書館機能の充実を図ります。

3. スポーツの振興

(1) スポーツの振興・普及

・生涯スポーツの推進や町民の健康増進のために、町民の誰もが気軽にスポーツ活動に親しみ、あらゆる世代が運動・スポーツに参加できる環境の充実を図ります。

(2) スポーツクラブの活動支援

・町民主体の運営による総合型地域スポーツクラブである「あさひふれあいスポーツクラブ」や朝日町体育協会を中心とした各種スポーツ団体の活動支援を通して、スポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。

4. 歴史・文化の継承と活用

(1) 文化財の保護と活用

・地域を特徴づけている貴重な文化財について、その保護・保全に努めるとともに調査研究を継続していきます。また、地域文化の理解を深める教育資源や地域活性化に資する交流資源として様々な分野での文化財の活用を図り、継続的な情報発信を行います。

(2) 博物館の活用

・博物館は、町内だけでなく広く町外への歴史・文化の情報発信、学びの拠点となることから、常設展示はもとより、新規・リピーターを含め来館を促す企画展や教養講座の開催など教育普及事業の機会を増やします。

(3) 文化・芸術活動の推進と継承

・豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成・支援、指導者の育成・確保に努めます。

・公民館活動の充実や朝日町文化祭、講演会、展示会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもと進め、町民主体の文化芸術活動を促進します。

Ⅲ 人権の尊重

1. 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進

・町民一人一人が身近な人権問題について関心を持ち、人権を侵害する行動をとらないなど人権意識を高めるため、町広報紙、人権講演会などの機会を活用した町民への啓発を行います。

・人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動全体を通して、人権教育を行います。

・町職員及び教職員の人権感覚を養うため、引き続き人権教育・啓発を行うとともに、人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり

・男性と女性が互いに人権を尊重し、性別に起因する差別、偏見、性犯罪、DV などの暴力がないよう町広報紙などで啓発を行うとともに、適切で迅速な助言や対応ができるよう福祉事務所、警察など関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

(3) ダイバーシティ社会の推進

・性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成と差別問題などの相談体制の充実に努めます。